

## 令和2年第9回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和2年9月16日	午前10時00分
	閉 会	令和2年9月16日	午後2時50分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	欠
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	出
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

5 番	小橋川 健	6 番	伊良波 勤
-----	-------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

## 議 事 日 程

9月16日（水）3日目

日程番号	議案番号	件 名
1		<p style="text-align: center;">一 般 質 問</p> <p>1. 5番 小橋川 健 議員</p> <p>2. 7番 具志堅 正 英 議員</p>
2	議案第54号	<p>本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
3	議案第55号	<p>本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
4	議案第56号	<p>本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
5	議案第57号	<p>もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
6	議案第59号	<p>北部広域市町村圏事務組合同規約の変更について (議案説明・審議・採決)</p>
7	議案第60号	<p>令和2年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)</p>
8	議案第61号	<p>令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)</p>
9	議案第62号	<p>令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)</p>
10	議案第63号	<p>令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)</p>

日程番号	議案番号	件名
11	議案第64号	令和2年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
12	報告第2号	決算審査特別委員会委員長報告 (報告)
13	議案第65号	令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採決)
14	議案第66号	令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
15	議案第67号	令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
16	議案第68号	令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
17	議案第69号	令和元年度本部町水道事業会計決算認定について (採決)
18	陳情第4号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について (採決)
19	陳情第5号	県産品の優先使用について (採決)
20	意見書第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 (議案説明・審議・採決)
21	意見書第4号	尖閣諸島周辺での中国公船による連続航行、及び領海侵犯、漁船追尾に対する意見書 (議案説明・審議・採決)
22	決議第5号	議員派遣の件 (採決)

○ 議長 石川博己 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。5番 小橋川 健議員の発言を許可します。5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健

1．本町の農水産業の現状と課題について問う

2．本町の都市計画について

皆さんおはようございます。議長の許しが出ましたので、5番小橋川 健、一般質問を始めさせていただきます。今日は少しギャラリーが少ないので寂しいですが、最後の一般質問、精いっぱい頑張っていきますのでよろしくお願いします。では、質問事項1、本町の農水産業の現状と課題について問う。質問の要旨①行政の農水産業への支援の現状、その結果と課題を問う。質問の要旨②それらを踏まえた農水産業への行政のこれからの方策を問う。

質問事項2、本町の都市計画について。質問の要旨①人口増を目的とした新たな住宅地の創出・開発などの計画はあるのかを問う。二次質問は戻ってさせていただきます。よろしくお願いします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。小橋川 健議員より、本町の農林水産業の現状と課題についてのことと、都市計画のことについて、2点のご質問がございました。しっかりと答えていきたいと思っております。

行政の農林水産業への支援と現状、その成果と課題についてでございますけれども、これまで本町では、第一次産業の振興に向けて様々な取組を執り行ってまいりました。支援の現状といたしまして、1つ目に、農水産業者が生産した生産物をその販売拡大の推進を強力に展開してまいりました。もとぶ産農水産物消費拡大推進条例の制定により、自産自消の推進及び関係機関一体となって農林水産物の出荷式やもとぶ元気夕市などのイベントを展開することで、農水産物の販売・消費拡大を強力に展開してきたところでございます。さらに一括交付金等を活用しながらアセローラやシークワサーに関連する町産の農水産物を加工した新たな商品開発の支援にも目下、強力に取り組んでいるところでございます。2つ目に、担い手の育成が挙げられます。減少する第一次産業従事者を確保するため、新規就農者への初期導入経費への支援、耕作放棄地の再生による栽培面積の拡大など、支援対策を目下強化しているところでございます。また経営管理の工場のための簿記講座の実施や、先進的な漁法の習得による技術向上研修などにも取り組んでいるところでございます。3つ目に、生産環境の整備が挙げられます。台風などの自然災害に強いビニールハウスの整備やかんがい施設の整備、優良牛、ヤギの導入など、また食害をもたらすカラスやマングースなどの有害鳥獣駆除、そして漁業者の安全確保のためのサメ駆除などに継続的に取り組んでいるところでございます。このような農水産業の支援に取り組んできた結果、経営基盤の強化や新たな担い手の増加につながってきたものだと、このように考えているところでござ

います。今後の課題といたしましては、これまで以上に農水産業の新たな担い手の確保に対し、強力な取組をしていく考え方でございます。農水産業の生産、環境の整備に関しても、そしてまた技術向上による生産拡大にも努めていかなければならないものと、このように考えております。

2点目の本町の人口増を目的とした住宅地の創出・開発等の計画はあるのかというようなご質問にお答えいたします。現在、都市計画法に基づく大規模住宅の開発事業の計画については、現在はございません。住宅地の創出については、定住人口の維持・拡大を目的に、北部連携促進特別振興事業などを活用して、特に道路網の整備を進めているところでございます。これまで法令上、建設が不可能であった地域に道路を新設整備することによりまして、新たな住宅地の創出が可能となってきます。今後とも引き続き道路網の整備を行い、そして民間活力なども活用しながら住宅地の整備に努めていきたいと、このように考えております。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 では、質問事項1の①のほうからお話させていただきたいと思います。

今、町長からご説明いただいたとおり、様々な施策をしているのは私も周知しているところではありますが、昨日の伊良波議員の質問の中にもありましたとおり、やはり今、本部町の農業の中で菊農家を中心に野菜への転換を図っている農家もあるということで、今からの農業というのはいろいろニーズに合わせてやっていかないといけないと思うんですよ。従来の今までの農業というのは、例えば私が農家だとしますよね。農家で菊をつくっていたから、そのまま菊をつくるみたいな形が大きいと思うんですけど、やはり農業も変わっていかないといけないですし、伊良波議員がおっしゃったみたいにニーズも変わってきます。今まで、例えば10ニーズがあったものが今は8しかないとか、5しかないとか、変わっていく中で、同じやり方をしていたら利益が上がり、それで生活できないということになっていくと思うんですよ。幸い本町は観光立町でございまして、キラコンテンツである美ら海水族館を持ちながら、すごい観光入客数がある中でホテルもたくさんございます。今までの中で農林水産課長も昨日お答えしていましたが、やはりホテルなどのニーズも聞いて、つくる作物も考えていくのも一つの方策じゃないのかなと。今、ある程度は試みているかと思いますが、私はちょっと弱いんじゃないかなと思います。それとまた、今の時期、特にタイムリーなんですけれども、台風などが続いてしまいますと、今現状、スーパーなども野菜不足であります。だからそのときに、例えば野菜不足に強い農作物、どうやっていくのか。ハウスも含めていろいろ考えるべきところはあると思います。その中で、私はいろいろ模索も、素人ではあるんですけど、いろいろ本部町に導入できないかなということを考える中で、南大東村の例を一つ挙げてやると、南大東村は離島で、台風になってしまうと船が入ってこない。その中で野菜が不足するという事態に陥りやすいところではあるんです。本島も一緒なんですけれども、その対策として、またハウスもコンテナ型ハウスを使いまして、中で葉野菜ですね、リーフレタスとか、これは沖縄離島活性化推進事業を利用したものらしいんですが、そこで葉野菜、リーフレタス、水菜、小松菜、チンゲンサイなど、そういう葉野菜をつくることによって不足を補っているとそういう事業などもあるんですよね。だから、私が何を言い

たいかと申しますと、やはり昨日副町長も申しましたとおり、一番初めは外に出すことだけを考えるだけじゃなくて、本部町の中でいろいろ、もちろん条例もできましたし、広く需要に応えることが必要だということになってくると、やはりそういった不足、例えば台風などによって葉野菜が不足のときに町内にだけでも出せるような感じの、ある程度投資してでも、そういう工場とか、コンテナみたいな工場ですね、いろんなノウハウを今内地のほうでも試みているところがあるので、そういうのも導入するのもひとつ考えてはいかがかなと、私は考えております。そういうものが進めば先ほどの話にもありましたとおり、例えばホテルがトマトを需要していたら、そういうところにつくって安定的に供給することによって一つの本部の新しい産業として生まれ変われると思うんです。だからその辺を、ニーズをまず集めて、実際農業をする方たち、特に若手の農業者の方たちに広く話を聞いて、行政はその企業とかの、本部町の行政がいろんな体制をもって、例えば立地、農地とかも、優遇とかいろいろすれば、やはり商売だからいろいろ入ってくる要素はあると思うんですよ。だからその企業と農家とのマッチングですね、そういうのをもうちょっと頑張って、できるような形でやっていけないかなという考えを持っているんですが、この点に関して町長、私の話を聞いてどういう感想を持っているかありますでしょうか。お願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 小橋川議員のほうから、とても積極的な提案がございました。考え方として、需要があるところに生産があるんだと、常日頃こう考えております。需要というのは消費者が物を消費することだということでございます。需要があれば、今の本部の農業を担っている青年農業者の皆さんが20名ほどいますけれども、その皆さんは需要さえあれば、どんどん物をつくる力を持っています。技術力を持っている、装備も持っている、そういう状況にあらうかと考えております。ですので、そこは本当に本気で、私を見て、町民が地元のを地元の皆さんが徹底的に使い込んでいくというようなことというのが一つは重要なことだと思っております。そのために民間ベースで、昨日もありましたけれども、かりゆし市場という拠点もできておりますし、そこを通じた形で議員おっしゃるようにこれまで以上に需要を喚起する中で、一般消費もそうです。それからホテルもそうです。観光客に対してもそうです。需要を喚起しながら生産を誘発していきたいと、このような考え方を持っております。目下のところ、精力的な若い野菜農家は、その生産したものの半分以上は名護のファーマーズマーケットで販売しております。そしてそこでもまだ売り足りなくて、中部まで運んで売っている。これが町の現実でございます。一方、多くのスーパーに並べられている産物というのは南部産の野菜であったり、県外産の、いわゆる飛行機で運んできた県外産の野菜であったり、あるいはカリフォルニアから入ってきた野菜であったり、中には中国から入ってきた野菜であったり、そういったものが多くのスーパーで、我が沖縄県、本部町だけじゃないですよ、並んでおります。ですから、これからのいわゆるコロナ後の考え方として、地域経済を、地域の皆さんで本気でつくり上げていくという、そのような行動をいかほどに展開できるのかというようなことがとても重要になってくるんだろうと考えておりま

す。議員おっしゃるようにもっともっと地元の中でしっかりと生産の体系、販売の体系を今後つくり上げていきたいと、このような考え方を持っておりますので一緒にやっていきましょう。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 少し私もとりとめのない話になってしまって、町長もお困りになったと思いますが、町長の意気込みは伝わりました。それに付随して、もう1点だけ農業に関してお聞きしたいんですが、今の話もそうなんですけれども、効率化ということも一つの課題かなと思うんですよ、農業の中で。売れるものをつくるのと一緒に、私、本当に農業をしていることなんですけれども、普通に考えて、今本部町の中で耕作地というのが本当に効率的なのかなというところにちょっと疑問があって、例えばの話ですけれども、お恥ずかしい話、私も議員になってからしか詳しく分からなかったんですけれども、具志堅あたりにはすごく水がありますよね。だけど、その周りで水が必要なの、農作物をつくっているかといったらそうでもなかったりとか、ちょっと水が必要なところなんだけど、水がないところでそういった水が必要な農作物ができていたりとか、私が言いたいのはですね、そういう効率化を図るために、例えばの話ですけれども、大きい、できるかできないかの話であります、農業するところは農業するところで集約するとか、水があるところの周りにいろんな作物をつくるような農地を一つにまとめるとか、そういう考えもひとつ必要になってくるのではないかなと思うんですが、今、私は、いろんな要素が絡んでいるとは思いますが、本部町の場合、もう一つ耕作地ですね、まだ効率的じゃないところもあるという印象を持っているので、将来的にその辺のことも考えているのかどうか、町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 農地の集約化のお話だと思いますけれども、どちらかと言えば土地改良で面整備は不十分な地域のような気がします。なかなか平坦地が少ないので、そういった中で面整備はある意味では立ち後れたのかなというような思いはしますけれども、面整備をするに当たっても、そこにはかなりの数の農業生産集団が集団的にいて、それで国庫補助事業を入れて、そして組合をつくって、自己負担もしながらといったようなことになりますので、今の現状の中ではすぐ集団化した集約的農地を一定の場所に集約して、そこに集団農業地帯というのは難しいのかなと思っております。だけれども、そのような状況の中でじゃあどうするのかということですが、ここの個別の農家の段階でより小回りがきいて、効率のいいような経営形態というのは、そういった状況の中でも集団化しなくてもそれはつくり上げることができると思っています。ですので、そういったことで、現在、例えば新里あたりのように菊で集団化しているところもあるんですけれども、奥は集団化できていない。集団化できていないところは個別経営体の中で効率のいいような畑の使い方、施設の入れ方というものを模索していけばいいのかなと思っております。決して集団化だけが農業の生産力ではないですから、その他の部分の中で十分に活路を見いだしていけるんじゃないだろうかと思います。幸いにして、この世の中で人間というのが生きていく間は絶対農業は必要ですから、ですから産業として、それは永遠に続くんだろうと思ってお

ります。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 町長の思いをお聞きしました。本当に、昨今、農協とかの集約とかも叫ばれる中、やはり農業も今までのJAに、農協に頼っているような形ではなくなってくると思うんです。やはりその中でちゃんとした自治体と農家とのつながりを持って、自治体は今までよりさらに農家に関わっていくような状況になっていくと思いますので、今お話いただいた効率化も含めて、いろいろ農家と話をしながら、本部町のよい農業のために頑張っていたきたいと期待します。以上で農業の面では終わりたいと思います。

次、漁業の面に移らせていただきたいと思います。漁業も、かつお漁を中心に先進地に赴いてかつお漁の先進地の技術とか、そういうノウハウを学んでくるような研修とかを行っているのも私は理解しておりますが、やはり今、本部町の大きい漁業と考えたら、やっぱりマグロが、沖合でやっているマグロの養殖が浮かびますが、その辺について少しお考えをお聞きしたいことがあります、今から述べさせていただきます。私もおじいちゃんがウミンチュでしたので、多少なりとも漁業には興味があって、見聞を広めるためにいろいろ勉強しているところではありますが、やはり今からの漁業というのは、特に日本の場合、近海でも漁獲高が落ちていく中で、自然の天然資源は本当に少なくなっているんです。今からは養殖の時代、本部町はマグロで頑張っている。でもマグロだけではなく、いろんな養殖の形があって、例えば本町でやっているのは成魚として、マグロ、本土とかに出すようなやり方ですが、稚魚とかの育成とかもありまして、そういう中でいろいろ成功している例があるんですよ。大洋さんが本部町の場合はやってるんですけども、名護の屋我地のほうでは、またツナドリーム沖縄さん、冷凍冷蔵庫なども利用して、本部町とも少しは関係があると思うんですが、そこというのはどういう会社かということ、豊田通商、車のトヨタの会社がありますよね。その豊田通商が、近大マグロって皆さんご存じの方もいると思いますが、近大マグロを豊田通商が提携して、養殖、幼魚から、産卵から成魚まで養殖、一つのサイクルを全部ですね。稚魚からつくって成魚までやる。それを利用してまた稚魚の産卵をしてやるという全部のサイクルを行っているメーカーがあるんですよ。そういうのが今、名護にある中で、ぜひこの稚魚の栽培は自分も勉強したところですね、水温が高くないとできないみたいで、沖縄はとっても稚魚の養殖に適しているらしいんですよ。だからひとつですね、できるかできないかにかかわらず、養殖という面でもいろいろ方策を探るのはどうかなと、私考えているんです。また昨日もちょっと話がありましたけれども、栽培漁業センター、幸いにもまだ残るということで、できるかできないかは別にして、その辺もまたいい施設もありますし、私たちの町にはすごく豊かな漁場というか、海も存在しておりますので、マグロだけではなく、またこの稚魚とか、ほかの面でもいろいろ生産性を上げられる可能性があると思うんです。本当に捕ることだけではなく、その辺も視野に入れて今からの漁業はやっていかないといけないと思うんですけども、本部町の漁業発展のために、これも一つの方策としてどうかなと思うんですが、その辺、私の話を聞いて行政の意見をお伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 5番、小橋川議員のほうに説明いたします。

今、ご提案があります養殖の件ですけれども、今、本部町内ではおっしゃるようにマグロの養殖が盛んに行われていて、大変成功している事例があります。議員のおっしゃる違う漁業のあり方、養殖に展開できるのではないかということではありますが、これにつきましても、本部町の漁業協同組合と連携しながら、またいろんな検証を重ねながら今後の見通しも含めて検討してまいりたいと思います。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 付け加えて申し上げますと、皆さんご存じだと思うんですけども、マグロ、今の本部町がやっている形は成魚となして出荷している。その場合はやはりリスクが高いんですよ、途中で死んだりとかするという、いろいろ赤土も懸念されますが、そういうリスクがある中で、この稚魚の場合は、本当に生育するよりも本当にリスクが低く抑えられてできて、また需要もあるということで、本当に将来的に有望な業種でありますので、できるだけ、何回も重ねて言ってあれなんですけど、できるできないは元より、そういうものができるのか、本町でもできるのか、そういう可能性を探っていくのも本部町の漁業に対してプラスになると思いますし、例えば探っていくことによってできなかったとしても、なぜできなかったのか。じゃあ、そういうものだったらできるのか、そういうことにも発展していくと思いますので、一度、そういう方策も取っていただいて、可能性を探っていただきたいと私は思います。また、それも要請させていただきたいと思います。

農業、漁業について、質問事項1を述べさせていただきましたが、総括ではございませんが、やはり農業のところでもお話しましたが、やはり今の時代ニーズをどれだけつかむかがいろんな産業の肝だと思いますので、今まで以上に農業漁業、新しいものをつくり出すことも大変素晴らしいことだと思いますが、今自分たちのあるところの農業、漁業の中で、それが売れるためにはどういう方策をとればいいのかということ、足元を見ながらやることも大変大事だと思いますので、新しいものを創設するということと並行しながら、一次産業についてはそういうふうを探っていただきたいなど、また探って、可能性も十分あると思いますので、その辺を今まで以上に頑張らせていただきたいと思います。これで質問事項1の質問は終わりたいと思います。

続きまして、質問事項2、本町の都市計画について。人口増を目的とした新たな住宅地の創出・開発などの計画はあるのかを問うという項目なんですけれども、町長も昨日も、少しお話されていましたが、やはり道路を建設することによっていろんな住宅とかの建設が加速的になるような方策を取っているというお話も昨日も聞きました。町長もおっしゃっていましたが、本部町は本当に宅地が少ないと思うんです。今、条件として私がいろいろ聞いていく中で、これはちょっと教育委員会にゴマをすっているわけではないですが、本当に国頭地域における本部町の教育、小中は特に、すごく評判がいいです、教育現場からも。子供を育てる環境としてはすばらしいという、まだ父兄とかには周知は行き渡っていないかもしれませんが、関係者の中ではす

ごく評価が高くて、先生なども本部中、本部小学校に行きたがっているんですよ、今。実際そうです。それは皆さんの頑張りだと思いますので、これからも継続して頑張っていきたいと思いますが。そういう感じで教育関係は素晴らしい、じゃあ何が足りないのかということになってくると、やっぱり土地がないんですよ、次男、三男ヌーは家を建てる宅地がないというようなところで、私、町外への流出につながっているところも多々あると思いますので、やはり今すぐ、本当に、例えばすぐ山を切って宅地を造成するというのは難しいと思いますが、将来的に本部町のグラウンドデザインというんですか、まちづくりの中でそういうのも並行して考えていく必要、いろいろ昨日町長もおっしゃっていましたが、財政の問題とかもいろいろあると思いますが、やはり町長がおっしゃってみたいに道をつくることによって各不動産会社とか、そういうところの宅地を造ったりとか、住宅を造ったりする、その創出意欲を活性化させるみたいなどころはぜひ必要だと思いますので、それも学校が中心になってくると思うんです、子育て世代とかだったら。本町で言うなら上本部地域ですね、上本部小中一貫校、立派な学校ができました。あの辺の周り、今いろいろ道路網を整備しているのは私も聞いています。その辺を、極端な言い方ですけども、先ほどにも続きまして、できるかできないにかかわらずなんですけれども、農振とかも関わってきて法律的に大変難しいと思いますが、やはりこの辺も県とか国とかといろいろ話をしながら、外すところは外して行って、宅地は宅地、例えば学校の周りとかを積極的にここは必要ではないというか、宅地にしたほうが好ましいだろうというところは積極的に外していく、方策を取る必要があると思うんですよ。その辺に関してはどうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 5番、小橋川議員にお答えします。

農振も含めて、住宅地にならないかということでもありますけれども、今、農振地域の見直しは昨年度既に行われていて、農振地域の確定はされているんですが、ただ住宅につきましては、農振地域の中においても除外できるということは、今の制度でできますので、そういったものと、もし住宅が必要ということであれば、農業委員会のほうで諮ってもらって宅地にすることも可能だと思っております。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 課長からの前向きなご意見、とても期待しております。本当に、先ほどから申し上げているとおり、本町は宅地が少ないということで、町営住宅を毎年のように造って、お金もかけてやっているのは、本当に自分も評価しますし、素晴らしいことだと思って町民も評価していますが、やはり並行して、宅地とかここに住んで、住みたいという方には途中から退去できるような形を、民間の力も借りながら、行政だけではできないと思います。その辺もコンサルティング会社とかといろいろ話をしながら、何回も申しますけれども、まちづくりの一つの方策として考える必要があると思います。今言ったみたいな農振ハウスも一つの方法でもありますし、いろんなやり方が考えられると思いますが、やはり今、ソフト面は、先ほど申しましたよ

うに皆さんの頑張りで、行政の頑張りで教育環境とかいろんなものが、例えば医療関係であったらインフルエンザの予防接種、それ一つを取ってもすごく評価が高いんですよ、本部町は500円でできる。こういった細かいところ、すごく評価されているところがある中で、じゃあ本部町に住むために何が足りないのかというのは、やっぱり一番は土地がない。それに尽きると思うんです。それをいろんな角度から、問題は諸処あると思いますが、やっぱり変えていかないと人口流出は避けられないと私は一番に思っております。その辺を、昨日から答弁は尽きたかもしれませんが、私の考えについて町長のお考えを最後にお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 少しばかり小橋川議員のほうと認識の食い違いもあるのかなと思っておりますけれども、土地は比較的にあるんだと私は見ております。本当にその気になれば、土地はあるんだと思っております。ただ、その土地を入手して、そしてここにすぐに新しい住宅を構えるだけの所得的な対応ができなくて、一旦は周辺地域に結婚して住むというようなケースが多いのかなという思いをしております。ですので、できるだけ若い皆さんが結婚したときに民間のアパートなども十分にあって、きれいなアパートがあって、そしてそこに住んで、このまちで就職をする方、この町で就職できない方はこの町を拠点として名護を、そして中部圏まで通勤可能なわけですから、そういった町ができればなと思ったりします。これまでいろんな形で固定資産、いわゆる建物に対する投資があるけれども、ややもすれば流動人口へのサービス、いわゆるコンドミニウム系とか、その宿泊施設というのが利潤率が高いという現実があって、そういったものに投資がシフトされてきたのかなというように感じております。ですけれども、これからはそういったことで新しい傾向として、アパート系も増えてきていますので、いい傾向に流れていくんじゃないだろうかとそんなふうに見ております。そして民間の建設業者等についても新しい開発として住宅地の開発を自らの力でやっていくといったようなことも一部見ておりますので、住宅の開発についても民間の活力が出てきているし、そして我々もまたそれを後押ししなければいけないと考えております。いずれにせよ、できるだけ私どももそう、行政もそうですし、誘導もそうですし、民間の活力を大いに引き出しながら住宅地の開発、そして住宅そのものの確保に力を尽くしていきたいなとこのように考えております。

○ 議長 石川博己 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 町長の答弁を聞きまして、お話にあったとおり、やはり土地はあっても、例えば景観のいいところとかは不動産業者に買い占められたりとか、どうしてもホテルとかペンションとかそういうところにやって、ちょっと上がっているところもある中でいろんな要素があると思いますが、今お話にもありましたとおり、民間でも開発ですね、いろいろ考えている企業も私も聞いたことが幾つかありますので、その辺をまたうまくそういう話があれば、行政が肩入れではないですけれども、手助けできるようなところはまたタッチしていきながら、民間の活力をうまく利用して、宅地なり、またアパートなりが少しでも増えて、居住環境が上がるようにこれからも努力を要請して、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長 石川博己 これで5番 小橋川 健議員の一般質問を終わります。

次に7番 具志堅正英議員の発言を許可します。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英

1. 本町の公衆トイレについて

2. 町道16号線の整備について

皆さんおはようございます。7番具志堅正英でございます。議長の許可を得ましたのでこれより一般質問に入ります。本町の公衆トイレは、八重岳の桜の森公園に5か所、伊豆味農村公園1か所、伊野波の石くびり公園1か所、田空ハーソー公園に1か所、それから谷茶公園に2か所、本部町運動公園に2か所、渡久地市場に1か所、大浜多目的広場に1か所、瀬底入り口に1か所、備瀬地区に2か所、大堂に1か所、水納島に1か所、闘牛場に1か所の計20か所だと思います。この20か所の本町の公衆トイレの、まず最初に管理体制について伺います。次に本町の公衆トイレの整備計画について伺います。

2番目に町道16号線について伺います。本町の町道の総延長は約133.5キロメートルぐらいだと思いますが、その町道の内、町道16号線の長さは約3.5キロメートルだと思います。この町道16号は県道114号の抜け道として利用しています。そしてこの町道16号線の沿線にはホテル、病院、老人介護施設等が多くあり、送迎用の道路、そして地域の住民の生活道路、通勤道路として利用されています。また、備瀬フクギ並木内を通る中道の、町道16号線も多くの観光客、旅行者のレンタカーやバイク、自転車、フクギ並木の散策の方々が頻繁に利用しています。まず初めに、この町道16号線のやまちゃんの交差点からホテルオリオンまでの道路の白線の整備について伺います。②に、交通事故の多い旧やんばるモータース前、やまちゃん前の交差点、次にホテルオリオン前の交差点の事故防止対策について伺います。最後に、フクギ集落内の町道16号線の整備について伺います。以上、二次質問は席に戻り、答弁を伺ってから再質問いたします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 具志堅正英議員の一般質問にお答えいたします。

2点の観点からの質問がございました。1点目は、本町の公衆トイレについてのことで、管理体制と整備計画についてのご質問でございました。2点目の町道16号線については、その中の3つの視点からの質問がございました。順次お答えいたします。

公衆トイレの管理体制はどうなっているのかということでございますけれども、その管理体制の中心的部分については、清掃業務がその中心でございます。備瀬区をはじめ、6か所は地域住民へ委託を行って、そして地域住民の皆さん方が役場の委託に基づいて、管理を実施しているところでございます。八重岳の4か所については町職員、具体的には会計年度任用職員が八重岳の公園を管理する中で、目下管理をしているところでございます。また、軽微な修繕については、職員で現場を確認いたしまして、修繕が必要な部分については業者のほうへ委託して、その修繕を現在行いながら、管理体制を整えているところでございます。2点目の本町の公衆トイレの整備計画についてでありますけれども、公衆トイレに特化した整備計画は現在のところ立案してご

ございません。そういったことをございます。

次に町道16号線についての件ですけれども、1点目の白線の整備についてをお答えいたします。道路の白線の再施工は、維持管理となるために補助金等が充てられずに、その全額が町の単独予算と、現在そのようになっております。本町が管理しております道路の中には、町道16号線と同じように白線が消えている、または消えかけている道路なども多々ございますけれども、その対応につきましては、限られた予算の中で優先順位をつけながら線引き等を検討し、目下対応しているところであります。2点目に、町道16号線の主要交差点における交通事故防止対策についてでございますけれども、町道山川北里線と町道16号線が交わる、いわゆるやまちゃん前の交差点につきましては、交通事故が増加傾向にあったことから、道路反射鏡、ポールコーンの設置、一時停止を目立たせるための路面標示の措置、多言語対応の注意喚起の看板の設置などを行いまして、事故防止対策を行ったところであります。また、町道16号線と県道114号が接する旧やんばるモータース前の交差点、そしてホテルオリオン前の交差点ですね、その2点の交差点につきましては、今後、どのような交通事故防止対策が必要なのか、本部警察署や関係団体と協議をする中で検討してまいりたいとこのように考えております。

最後に、フクギ集落内の町道16号線の整備についてお答えいたします。フクギ集落内の町道16号線につきましては、一括交付金や通常の道路補助事業を活用し、そして道路改良をこれまで目指してきた経緯がございます。しかしながら、この整備内容というのが道路維持管理に当たるということで、各種の補助事業での採択が難しい状況にあります。つまり国のほうが認めてくれないというようなことでございます。そのため、何らかの別の補助事業の活用はできないか、今後も引き続きその検討は続けていきたいとこのように考えております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 トイレについて再質問いたします。

トイレというのは、その地方や国の、それから地域の政治や経済、教育や文化のレベルが、そのトイレを見れば分かるといいます。ですから、人間が旅行するときに、一番の目的は美しいものを見たり、それからおいしい食事をしたりの目的があるわけですがけれども、人間、食べるとどうしても最後は排泄ということになりますので、その地域の、行った場所の一番利用しやすい施設のトイレを利用するわけです。ですから、本町も観光立町として標榜している以上、国内外からお客さんを迎えております。そういうお客さんが旅を終えて、地元に戻って家族や友人に旅の思い出の話をするときに、美しい景色だとか、その地方のおいしい食べ物の話とかをすると同時に、その地域のまずかったところというんですかね、そういうのも話題に出るわけです。そういうその地域のいろいろな習慣だとか、そういうのも出ると思います。このトイレも結構、我々もあちこち旅をしますけれども、どうしても人間である以上そういうところを利用しますので、見たくなくても見ざるを得ない。そして使わざるを得ないところです。ですから本町のトイレ、決して全体的なレベルではそんなに悪いとは思いませんけれども、しっかり管理されているところは清掃も行き届いていますし、清潔ではあります。ただ、いかんせんもう立ててから大分なりま

す。一番古いのは八重岳の頂上から、2番目の建物の中にある和式の、あれはトイレとして利用されているのかどうか、お伺いしたいんですけども。2番目の三中の碑の上のほうにある施設、あの古い建物の中にあるもの。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 7番、具志堅議員のほうに説明いたします。

八重岳の三中の裏側のほうに、以前、林業事業で施設を建設されておりますけれども、今その利用が、トイレもあるんですけども、今は閉めている状態で利用されていない状況です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 トイレ自体は多分利用されていないと思いますけれども、もし利用……、見た感じ利用されていないのは確かです。だけど利用していないんだったら、させないような、中に入れないようにするということはできないですか。入り口が全部取っ払われて中が丸見えなんですけれども。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 具志堅議員のほうに説明いたします。

今、使用を禁止して、中止しているんですけども、そのトイレにつきましては、旧式のトイレで、昔よく言われているぼットン便所というものなんですけれども、今は利用されていなくて、利用を禁止するためにロープなどで手前の入り口のほうを閉めている状況です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 利用を禁止しているということですけども、中には入れる。トイレの中も丸見え、そういう状況だとどうしても人間の調子が悪くなったときにはそういうところを利用しますので、もし閉鎖状態なら、入り口をちゃんとバリケードするなりしてやったほうがいいと思います。そういう状況で、結構、大変うまく管理はされているんですけども、全くトイレの扉とか、それから中の水洗の水タンク、水槽というんですか、あれが故障している地域もありますし、それから多目的トイレの障害者用トイレの扉が開かなかったり、上のほうの止めが外れていたりしてゆらゆらしているところもありますので、そういうところをぜひ身障者用のトイレとかをよく見て管理していただきたいと思います。全般的に非常によく清掃されてはいますけれども、いかんせん施設が古くて、身障者用のトイレ、多目的トイレというんですか、それが設置されていないところがあります。これは結構、お客さんが多く行くビーチの近くのトイレですから、景色もよくて旅行者のお客さんも多くいますので、ぜひその辺のところも調査して、改善すべきところは改善していただきたいと思います。その件に関して、担当課長答弁をお願いします。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 7番、具志堅議員にお答えいたします。

公衆トイレの管理、清掃、あとはトレットペーパー関係ですね、先ほど町長のほうで話しましたけれども、各部落のほうにお願いをしたりしております。その辺また、掃除や清掃している方から連絡が来たりはしています。常時、私たちも回れる状況ではないので、その辺も議員が言

いましたようにいろいろ気を遣いながら管理に努めてまいりたいと思います。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 よく清掃もされていますし、管理は、一般的には、全体的にはされていると思うんですけども、ただ1か所だけ、大堂のトイレですね、男女ともドアのノブが全部取れていて、それから男子トイレの水槽のほうは水漏れもしていますし、使えないような状態です。それも地域の人たちは何度か行政区にも要請しているようなんですけれども、なかなか改善されないということですので、その辺をよく見てください。そういうところもありますけれども、また一方では非常にきれいなトイレが、伊野波の石くびり公園のトイレとか、それから瀬底の入り口のトイレは非常にきれいです。よく掃除されています。ただ、いかんせん使う方のマナーが悪くて紙が散乱したり、それから弁当箱やペットボトル等がトイレの中に置きっぱなしになっていたり、掃除する係の方が、本当は週2回の掃除なんですけれども、一応毎日見回りに来ると。トイレトペーパーも日に男女2個ずつ取り替えるという、そういう非常に利用の高いトイレもありますので、その辺は週2回と言わず、状況に応じて回数を増やしていただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 7番、具志堅議員にお答えいたします。

現在の利用状況ですけれども、冬場と夏場で利用する方が違いまして、契約的には毎週1回ということであるんですけども、夏場、利用が多いときに関しては3日に1回、現在のところやっている状況ではあります。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 役場との契約は週に1回、3日に1回ですか。そうすると、なかなかきれいな状態が保てないということで、ちょこっと様子を見て紙の散乱とか、そういうごみがあったら回収しているという状況です。本格的な清掃は週に2回やっているということなんですけれども、ただそれでもきれいにできない場合は、決められた日以外のときにもやっているということでしたので、その辺も掃除している担当者によく話し合って、その回数を決めていただけたらと思います。

観光地や公園のトイレというのは、誰が使うか分かりません。不特定多数の人間が利用しますので、特にトイレによっては、トイレは密室ですので、これからコロナでいろいろ密室を避けるようにというのがありますので、ぜひ本町のトイレも徹底的に消毒できるような体制をさせていただいて、そういうあれが出ないようにひとつ本町からコロナ感染者が出ないようにするためには、個室となる、またその個室をいろいろな人が利用するわけですから、旅行者も地域の人々も利用しますので、そこをコロナが出ないような消毒とか清掃の管理をきっちりやっていただきたいと思います。

それから今、皆さんにお配りしておりますけれども、昨日、この質問書を書きながらテレビを見ていたら、東京の渋谷区の公衆トイレのニュースが出ていまして、早速ネットで調べてみたん

ですけれども、これは日本財団が公共トイレを設置するプロジェクト、THE TOKYO TOILET（ザ トウキョウ トイレット）というタイトルで、今年7か所、来年夏までに10か所造る予定だそうです。1番目の丸いもの、これが「あまやどり」というタイトルのトイレだそうです。2番目のカラフルなトイレ、全面ガラス張りのトイレ、これは渋谷区の代々木にあるそうですけれども、これは中に人が入っていないときは外から透明な、中が丸見えのトイレですけれども、中に人が入るとスイッチが作動して全く見えなくなるという、このタイトルが「はるのおがわコミュニティーパークトイレ」というタイトルだそうですけれども、こういう話題性のある観光地にふさわしいトイレをぜひ目指して、我々本部町からもこういう斬新なトイレができたらいいなと思いますけれども、町長いかがですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 議員おっしゃるように観光地でございます。訪れる観光客の皆さんがトイレを活用し、そしてとてもいいなという印象を与えて、そして次のまたリピーターとしてこの町のファンになるように、トイレの部分からもそういったことをやるということについては、共感を覚えるところでございます。その維持にも多額の財政負担を要するといったようなことです。渋谷みたいなものはできませんけれども、うちの町に今ある施設の中で、少し施設は古いけれどもきれいよねといったような環境状況をつくっていくことについては、とても重要なことだと認識しております。ですので、これまで以上に状況というものを確認しながら、古いけれどもよりきれいな状態を保つようなことをしていきたいなど改めて考えるところでございます。議員、あちこちトイレをよくまわっていらっしゃいますので、その都度、また気づくことがありましたら、課のほうにも情報をいただきながら、一緒になってきれいなトイレづくりができればなと思っております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 町長がおっしゃるように、本町の予算ではちょっとレベルが高過ぎるのかなとも思いますけれども、ただこれは日本財団と渋谷区の共同の計画によるものです。企業の力も借りながら、財団の力も借りながらやっている事業ですので、本町にも日本財団の関連施設がございまして、ぜひその力を借りながら、どこか1か所にでもこういう話題性のあるトイレを造れたらなと思っているんですけれども、これはさておいて。

トイレばかりをやっているとちょっとあれですので、町道16号線の質問に移ります。道路はその国や地域の人間でいうと血管に例えられます。道路は人や物がスムーズに移動する手段としてどうしても必要でありますので、その道路が詰まると人や物の移動に支障を来すという役目を道路が果たしておりますが、人間も血管が詰まると脳が働かなくなり、心臓が止まるような死に至ることもあります。ただ幸い道路というのはそういうことはないんですが、町道16号線は、起点は114号線の旧やんばるモータースから終点は備瀬区の駐車場のところまで約3.5キロありますけれども、そのうち白線が引かれていない部分が県の企業局のタンクのところから、ホテルオリオンの前まで全く中央線もないし、路肩の白線もない。2車線なのかもさっぱり分からない状況に

なっております。それからホテルオリオンの駐車場との間の広い部分の町道、向こうも区切りがないような状況になっております。ですから向こうで急にUターンするようなレンタカーとかもいますので、ぜひその辺を、道路の白線で左右の区切りが分かるようにしていただきたいのと、やまちゃんの前の事故が頻発していたところにポールを立てたおかげで、大分向こうも事故が減りました。ですから、今度は旧やんばるモータースのところと、ホテルオリオンのところにも注意を喚起するようなポールとか、一時停止の標識というんですか、そういうのも設置する考えはないか伺います。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 7番、具志堅議員にご説明いたします。

今、3か所出てきました、やまちゃん前と旧やんばるモータース前、ホテルオリオン前でございますけれども、議員おっしゃるとおり、やまちゃん前につきましては本部署と再三協議をいたしまして、ポールコーンを設置したところであります。ポールコーンを設置する前は1年間で5件の事故があったものが、設置後は1件になっておりまして、ポールコーン等の設置の効果が出ているのかなと思っています。やんばるモータース前とオリオンホテル前の、似たようなポールコーン等の設置でありますけれども、今、本部署とは別の箇所の協議を進めております。本部署のほうもですね、今議員がおっしゃるところよりは、浜元、浦崎のところでも事故が多発しているということで、そこをまず重点的にということで、今そこを協議しているところで、昨日も新たにポールコーンが立ったところでありますけれども、そこを重点的にやっておりますので、その後、また本部署と協議しまして、どこの箇所を優先的にするのかというところを本部署と協議しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 ぜひ、住民の安全、それから観光客の安全を守るためにも交通安全につながるような施策をぜひやっていただきたいと思っております。それから本町の交通安全の看板がよく話題になります。面白い看板が多いということで、「本部町美人多し、わき見運転事故のもと」とか、「旅行のお土産は交通安全で無事に帰ること」とか、そういう面白いアイデアの交通安全の意識を高める立て看とかが結構ありますので、そういう立て看も利用しながら地域の安全を守っていただきたいと思っております。

最後に、フクギ並木の中道の16号線の件ですけれども、これは4回ぐらい取り上げてはいますが、いかんせんなかなか、4年目になりますけれども、うまい事業がないということで町長をはじめ担当課の皆さんも苦勞されているとは思いますが、ぜひ何かいい方策を見つけて中道の整備を早めをお願いしたいという、地域住民からの要望でもありますので、そういう観点から、道路の整備計画は国の補助金の対象にならないというのはどういうことなのか説明していただけますか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 7番、具志堅議員にご説明いたします。

道路事業で補助事業を採択する場合には、先ほど町長からも答弁ありましたとおり、整備内容が道路維持管理に当たるということで、各種事業での採択が難しい状況に16号線はなっております。もし、計画するのであれば、道路構造令の条件というのがあります、道路構造令によって道路設計を行います。道路の拡幅等が条件になりますので、その整備であれば最低5メートルの場所は必要になります。備瀬であれば5メートルあるところもあれば、5メートルない部分もあるんですけども、それを5メートルに統一するには5メートルない部分の拡幅をしたらフクギが切られたりします。家屋も取られたりするかもしれません。そういったものの中でもやっていくのかと県と協議したら、フクギの里宣言をしているところのフクギを切ったりしてもいいのかとか、いろいろな状況があったんです。これまた排水もちょっと多々、どこに持っているのかも分からなくて、もしやろうとしても、本当に厳しい状態にあって、先ほど町長から答弁があったとおり、何からの別の補助金を探していきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 道路整備法上の関係だと思えますけれども、5メートルが必要だと。フクギを切れば5メートルは簡単にできますけれども、いかんせんそれを切ってしまうと、何のためにフクギの里宣言をしたのか分からなくなりますので、それ以上無理は言いませんけれども、その5メートルの距離を3メートルとか4メートルにどうにかできないのか、その辺の幅を縮小できるようなあれはないですか。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 7番、具志堅議員にご説明いたします。

今言う、建設課長からも説明があったんですが、通常の道路の改良事業とか改築事業とかというものを、補助事業を使おうというのであれば、この要件というのが必ずありまして、道路構造令に従った幅員を確保しないといけないとかいろんな制限がありますので、今言う16号線のフクギ並木の道路というのは、そういう道路構造令に必ずしも合わせる必要はないなと思っています。観光地とか生活道路としてそこにふさわしいような幅員だとか景観だとか、利用勝手とかがあると思いますので、必ずしも町道の改築事業とかというような補助事業じゃなくて、別の財源がもし確保できるのであれば、そういう財源でもって整備できないかどうかというところを検討してまいりたいと思っています。例えばですが、じゃあどんな補助があるのといろいろ我々も考えているところではあるんですけども、すぐできるかどうかというのもまた検討、内容をもっともっと調べないといけないんですが、例えば今、ふるさと納税の企業版とかという事業があるんですけども、それは市町村のプロジェクト、観光の振興でもいいですし、教育でもいいですし、子育てでもいいですし、いろんなテーマによってプロジェクトを町がつくって、それを国の認可を取った場合には企業から寄附金を受けることができ、町外の企業なんですけれども、その寄附した企業の9割は税控除が受けられるという制度があって、実質は1割を負担すれば寄附者は9割は返ってくるという制度もあるものですから、そういう制度を例えば活用すれば、本部町内の観光地でありますとか、観光地の整備だとかというプロジェクトを町がつくって、国の認可を

取ればそういう寄附金を受けることもできるという制度もありますので、それももっともっと精査していかないといけないんですが、例えばそういう財源が使えないかどうか、そういうのも考えていきたいと思っております。以上です。

○ **議長 石川博己** 7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** 今の副町長の答弁はいいですね。ちょっとは希望というか期待が持てるのかなと思います。フクギ集落というのは本部町でも結構、フクギの景観をはじめ、ビーチ、海のシュノーケリングとかいろんなお客さんが来られて、バイクとかレンタカーが頻繁に出入りします。小さなフクギ並木の中を、地域外から来る人たちはそういう状況が分からないものですから、結構スピードを出してここを通り抜けていくわけです。ですから散策している人たちとか自転車でサイクリングしている人たち、そういう人たちとの接触が大変気になるわけです。あの道を、ちょっと車のスピードを抑えられるような感じの道路の形にもしたい。その道路の主要な箇所には車のスピードが落とせるような路面におうとつをつけるような、そういう整備もできたらやりたいという地域住民の希望もあります。そういう面で、配置の面もいろいろありますけれども、その辺交通関係の道路整備の仕方もありますので、観光の面と交通の面の両方の整備ができるような事業をぜひ取っていただいて、整備をしていただきたいと思っております。

大変長々と16号線とトイレの件について、耳の痛い話をしました。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ **議長 石川博己** これで7番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

休憩します。

休 憩（午前11時28分）

再開します。

再 開（午後1時00分）

次の議案に移る前に、先ほどの一般質問において答弁の訂正があるそうですので、訂正をさせます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 午前中の一般質問の中で、5番、小橋川議員の質問の中で、農振地域での住宅の件がありましたけれども、その部分について一部訂正をさせていただきます。農振地域におきましては、住宅を建築したいということの申出がありましたら、その地域内において一部、その部分のみを一部除外をしまして、建築するということの許可が下りれば、そこに住宅が建てられるということになっております。以上です。

○ **議長 石川博己** 日程第2. 議案第54号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** さきに提案させていただいております議案第54号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

お手元の資料の一番最後のページをお願いいたします。説明資料を読み上げて説明したいと思います。

います。本条例を制定するに当たった概要についてです。令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化実施に当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

主な改正内容は2点ございます。1点目、子どものための教育・保育給付に係る用語の整理。子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに子育てのための施設等利用給付が創設され、当該給付につき子どものための教育・保育給付と同様の規定が設けられました。これに伴い、子育てのための施設等利用給付に係る用語との区分をするため、国の基準内で用いられていた支給認定、支給認定保護者、支給認定子どもなどの子どものための教育・保育給付に係る用語が教育・保育給付認定、教育・保育給付認定保護者、教育・保育給付認定子どもなどにそれぞれ改められております。

2点目、食事の提供に要する費用の取扱いの変更。教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用は、国の基準により、食事（主食及び副食を言います）の提供に要する費用、すみません「用」という字が脱字となっております。おわびして訂正申し上げます。費用のうち、主食（お米代のことを指します）の提供に要する費用のみとされておりました。これまで副食費（おかず代）は保育料に含まれておりました。このたびの国の基準の改正により、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用に、副食の提供に要する費用が加えられました。ただし、一定の所得未満の世帯の教育・保育給付認定子どもや、小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供に要する費用は対象外とされております。以上の2点が改正内容となっております。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。討論を終わります。

議案第54号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第54号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第55号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** さきに提案しております議案第55号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

すみません、こちらのほうもお手数ですが、最後のページをよろしくお願いたします。読み上げて説明させてください。まず初めに、家庭的保育事業等と申しますのは、0～2歳児の受入れを行う利用定員が19名以下の小規模保育園などのことを指しております。本町では、伊野波にあります、こすもキッズ保育園①、②や大浜にありますベビーハウス遊が対象となっております。

条例の概要につきましては、本条例は、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるものでございます。具体的な内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ規定されております。今回、平成30年の地方からの提案等に対する対応方針を受け、改正省令が本年3月29日に公布、4月1日に施行されましたことに伴い改正を行うものです。

主な改正内容、3点ございます。1つ目、連携施設の確保義務の緩和。小規模保育事業については、小規模であることや原則として3歳未満児を受入れの対象としている事業の性格を踏まえ、①保育内容の支援及び、②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設けることが必要とされておりました。今回の改正により、卒園後の受入れに係る連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるときには、定員が20人以上である施設を卒園後の受入れに係る連携施設とすることができるとされました。連携施設として、認定こども園、認可幼稚園、認可保育園に限られていたものが、今回の改正で20人以上の施設であれば認可外保育園等も可能となります。本町におきましては、ひかり保育園も対象となったということです。

2つ目、食事の搬入を行う相手先の基準緩和及び食事提供の経過措置期間延長について。家庭的保育における食事は、自園調理が原則でありましたが、保育所、幼稚園等から調理業務を受託している事業者のうち、町が適当と認めるものを食事の搬入を行う相手先として追加されております。また、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年としての内容となっております。

3つ目、連携施設の確保に関する経過措置期間延長について。連携施設を確保しないことができる5年の経過措置期限をさらに5年延長し10年としております。以上の3点が改正内容となっております。説明は以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第55号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第56号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** さきに提案しております議案第56号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をしたいと思います。

お手数ですが、最後のページをよろしくお願ひいたします。概要から説明したいと思います。これまでの基準省令では、事業を行う者は事業の支援単位ごとに放課後児童支援員を2人以上置くこととされており、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であり、かつ都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされておりました。今回、都道府県知事が行う研修に加え、政令指定都市、もしくは中核市も本研修を実施することができるよう基準省令が改正されたことによる条例改正となっております。

主な改正内容、研修を実施する機関を追加し、職員の基準を拡大する。基準省令に併せ、都道府県知事に加え、政令指定都市、もしくは中核市も本研修を実施することができるよう改正しております。本町は、政令指定都市、中核市ではございません。しかし今後、町内の学童で働くものが都道府県知事が行う研修以外で受講した場合を想定したことを含む改正内容となっております。説明は以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** 1点だけ、少し説明を願ひたいと思います。

この新旧対照表の第10条の(4)、これは文言が変わってきているんですが、学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者から、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者となっておりますが、これにも何か変化というか、変わりはあるんですか。何らかの拡充があるとか、この語句の言い回しだけが変わったのか。

○ **議長 石川博己** 福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** 語句の言い回しが変わったということで、全て網羅されるということでその内容となっております。以上です。

○ **議長 石川博己** 12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** じゃあ、従来の免許を持っている方以外に、その放課後児童支援員になるとかではなくて、新たに何からの免許を持っていればというわけではなくて、本来の免許を持っている方とは変わりはないということですね、もう一度確認します。

○ **議長 石川博己** 福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** 12番、喜納議員にご説明いたします。

本来のものと変わりはなく、その有資格者らについては教員免許法第4条に規定するものということで、本来のものと変わらないとご理解ください。

○ **議長 石川博己** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

議案第56号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第56号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第57号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案しました議案第57号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

お手元の資料の次のページをお開きください。1ページから新設の条例になっております。新設の条例でありますので、概要をもって説明させていただきたいと思っておりますので、12ページのほうをお開きください。もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の概要についてであります。

まず第1条、本条例を制定する理由であります、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定める必要がありますので、本議会に提案させていただいております。

2点目、第2条、新施設の目的についてであります。新施設の建設事業は、沖縄北部連携促進特別振興事業、いわゆる北振事業を活用しているため、沖縄北部地域の産業の振興等に資する事業が求められております。そのため、新施設の事業計画書では観光客等の施設使用も見込んでおります。また、地域住民の学習や交流の場という位置づけもしておりますので、既存の中央公民

館や図書館と同様なイメージで施設の使用ができます。

3点目、第3条、新施設の名称についてであります。公共施設には多言語化が求められておりますので、新施設の事業計画書では外国人観光客の施設使用も見込んでおります。外国語に翻訳した場合でも、ある程度、施設の機能やイメージが伝わり、また、内閣府や会計検査でも説明できる施設名称にする必要があります。したがって、愛称では翻訳や説明が困難で機能やイメージが伝わらないことや、本事業の名称は、本部半島多機能観光支援施設であります。観光の要素しかなく長い覚えにくい。そこで、本施設はもとぶにある、地域の文化の発信や交流の拠点施設という方向性で内閣府と協議しました。内閣府からは、「観光」のワードを入れるよう強く求められましたが、少なくとも日本人には「観光」というワードから団体観光客がイメージされ、敬遠されると思われます。また、例えば「もとぶ観光文化交流センター」でも名称が長く、本部町にある、団体観光客が、文化関連の内容で、誰かと交流する施設というような誤ったイメージを持たれるとして、「観光」というワードを入れずに、「もとぶ文化交流センター」、本部町にある、文化関連の内容で、来館者同士、または誰かと交流する、またはできる施設という説明をして、内閣府との調整が済んでおります。

4点目、第5条です。開館時間についてであります。新施設の開館時間は午前9時から午後5時までとしております。既存の中央公民館の開館時間と同じ規定であり、既存の中央公民館では必要に応じて開館時間を変更して対応しております。新施設も第2項の規定により、必要に応じて事前予約の上、規定以外の時間帯の施設使用もできます。よって、既存施設の現行の開館時間から変更はございません。

5点目、第6条、休館日についてであります。休刊日についても既存の中央公民館、図書館、博物館と同じ規定としております。同じく第2項の規定により、必要に応じて事前予約の上、新施設の大ホール等は、休館日にも開館することはできます。

次の13ページをお開きください。6点目、第13条、使用料の減免についてであります。詳細は規則で定めませんが、今現在、案としては、①町が使用する場合は全額免除、②官公署や公益事業で大ホールを使用する場合で入場料を徴収しない場合は施設使用料のみ50%免除、入場料を徴収する場合は施設使用料のみ30%免除、③サークル活動登録団体は施設使用料のみ100%免除、④その他教育長が特に必要と認めた場合は必要と認める使用料の額を減免するとして、こちらも既存の中央公民館と同様とする想定をしております。

7点目、第20条です。指定管理者への適用についてであります。新施設を指定管理者が管理する場合には、第20条の表の左欄の規定について、例えば、教育長を指定管理者に読み替えるものとしております。よって、指定管理者が管理する場合には、使用許可等は指定管理者が出すことになります。

8点目、第21条、利用料金制度についてであります。既存の中央公民館や町民体育館と同様に、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用する。括弧書きであります。第8項では、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利

用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができます。

9点目、附則第2項、準備行為についてであります。附則第1項の規定により、この条例は、新施設の供用開始に合わせて規則で施行するが、例えば、第7条の使用許可や第18条の指定管理者の指定手続きは、事前に対応する必要があります。そこで附則第2項にて、これらの準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる規定としております。

10点目です。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項）。本部町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第4項）。本部町立図書館の設置及び管理に関する条例の廃止（附則第5項）であります。新施設の設置条例の施行に伴い、附則第3項は、図書館協議会委員を廃止して、第22条のもとぶ文化交流センター運営協議会委員の規定を定めるための既存条例の一部改正であります。また、附則第4、5項は、既存の本部町立中央公民館および本部町立図書館を廃止するための既存条例の一部改正および廃止となっております。

11点目です。別表第1、2に関するもので、使用料についてであります。項目等は既存の中央公民館の使用料の規定に準じております。使用料単価は、既存の中央公民館の使用料単価を設定した昭和57年と平成30年の消費者物価指数から算定した物価上昇率1.26を、既存の中央公民館の使用料単価にかけて設定しております。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第57号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第59号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** さきに提案しています議案第59号についてご説明いたします。

北部広域市町村圏事務組合理約の変更の次のページをお願いいたします。北部広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約。北部広域市町村圏事務組合理約の一部を次のように変更する。第12条第5項中「第15条」を「に規約する事務に係る経費」に、「負担割合は」を「負担割合を

新たに定める必要がある場合は」に改める。附則、この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

次のページが新旧対照表となっております。北部広域市町村圏事務組合の規約の一部変更についてですが、今回、北部連携促進事業を活用しまして、令和2年度から令和3年度までの事業で救急のための患者や医療物資を搬送する事業の実施を予定しております。その事業費の財源を各市町村の救急患者の輸送や医療物資の輸送の実績により負担割合を新たに設定する必要があるために今回の一部議案の変更となっております。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 これは負担割合ということですが、一番利用しているところは伊江島、国頭三村ぐらいだと思いますが、この負担の割合の分担ですか、それが分かりましたらお願いします。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 では、崎浜秀昭議員にご説明いたします。

搬送実績に伴い、各市町村均等割30%、実績割が70%となっております。

○ 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 これでは2年から3年の期間ということでもありますけれども、この救急へり、MESHですか、名称が変わったんですかね。これはよく運航が止まったりして、今回また新たに再開ということで、非常に不安定になっていると思うんです。これは継続的にできる方向での協議とか、今後、していく方向で話し合いをされているんでしょうか。継続性のほうはどうなっているんでしょうか、そこら辺を伺います。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 2番、崎浜議員にご説明いたします。

3年度以降事業が終わっても継続していくということでもあります。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午後1時31分）

再開します。 再開（午後1時33分）

議案の字句の訂正がございますので、まず初めに、字句の訂正から求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 大変申し訳ございません。2枚目の一部変更規約の中の真ん中のほう、第12条第5項中「第15条」と書いてありますが、これは「第15号」の間違いでありまして、大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午後1時33分）

再開します。 再開（午後1時33分）

町長。

○ 町長 平良武康 先ほど崎浜秀昭議員のほうから当該事業について、今後も引き続き、続けることができるのかというような質疑がございました。当事業については、議員ご承知のとおり

北部振興のための予算で当て込んでおります。については次期、北部振興策事業がどういった形態でできるのか、あるいは事業自体が継続できるのか。継続するにしても事業のコンセプトがどうなっていくのかというようなことになりますので、その辺の部分については、継続できるかどうかについてはこれからのいろいろな調整とか議論を呼ぶところということでございます。なお、議員知ってのとおり、とても両立が、各市町村の落差が大きいわけです。極端なことを言いますと、伊江島が圧倒的に多い、そして金武、宜野座、恩納はとても少ない、名護市も少ないというようなことで、首長の中でもなかなか事業の継続について統一した議論を生むまでに時間を要したというようなこともございます。いずれにせよ、そういった背景などもありまして、継続的にできるかどうかといったようなことについては、まだ定かな結論は出ていないというようなことをご理解いただきたいと思います。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今のと関連しますが、実際に次期北部連携促進事業の中でどのような形になっていくかというのは、まだ不透明ということは確かにそうなんです、本町としてはどのように考えているのかをお伺いしたい。我々も離島を抱えております。そういった意味で、本町としてはどのように考えているのかお伺いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 当然ですけれども、本町としてはこの医療に係るお話ですから、ヘリによる医療体制については継続して、確保できるような体制、体系を考えなければいけないと思っております。なお、付け加えますと、基幹病院ができて、そしてドクターヘリがしっかり対応できることになれば、それにつなげるというようなことでございますけれども、いずれにせよ考え方としては、北部全域の一つの医療体制を考えたときに、北部全域を一つのエリアとして、その辺は使い方の、利用度の濃淡はあったにせよ、全市町村協力体制を取りながらその事業を国のほうから得るといようなことの体系のほうが、よりの確なやり方だと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 先ほど負担割合などの話もありました。確かにそういった採算性の問題もあるかと思いますが、我々は本島北部、採算性というよりも必要性というのも加味していただいて、特に我々本町は伊江島にも近いし、離島伊是名、伊平屋、そして過疎地域に認定されている三村、我々も現在過疎地域なんです、そういったものも含めて本町がリードするような形でしっかりと、この北部12市町村をまとめるような動きをしていただきたいと思います。もう一度、町長答弁をお願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 議員おっしゃるとおり、私どもとしては、伊江島が隣の村でありますので、特に、はっきり言いますと、伊江島のほうがそのニーズと要求度が高いという背景がございましたので、いろんな議論がありましたけれども、私のほうからはっきり言いますと、率先してそれは応分の負担をしながら北部全体でその事業は担ぐべきだというような主張をしっかりと出しまし

た。議論の中では伊江島のみで担ぐのかというような議論もありましたけれども、それはそうじゃないでしょうよと。金武、宜野座、恩納も含めて北部全体で事業を担うというような考え方が国に対しても説明がつくというような主張をしました。そういった一つの流れの中で、時間はかかりましたけれども、北部全体の事業として取り扱っていくというような、そういう流れになっております。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第59号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第60号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 さきに提案しております議案第60号の説明をいたします。

3枚目をお開きください。令和2年度本部町一般会計補正予算。令和2年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ2億2,475万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ108億4,490万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

各事業ごとの説明は、事項別明細書でもって説明をさせていただきます。歳出から説明をいたします。事項別明細書6ページ、7ページをお願いいたします。2款1項総務管理費でございます。7ページ目のちょうど中段あたり、負担金補助及び交付金、字誌作成補助金50万6,000円、主な項目のみの説明をさせていただきます。字誌作成補助金でございますが、こちらは字浦崎の字誌作成に対する補助金でございます。全体の経費から字誌に係る寄附を差し引いた額の2分の1を補助するものでございまして、50万6,000円を補助でございます。こちらはちゅらまちづくり基金からの充当でございます。その3段目の下、こちらは企画費でございますが、物流拠点施設オーバーホール1,903万円、こちらは本部港にあります冷凍冷蔵施設の定期的なメンテナンスにかかりますオーバーホールの費用でございます。全体費用のうち本町が2分の1、指定管理者側が2分の1の負担を予定しているところでございます。こちらは全事業費を計上しております。

その4段下、北部広域市町村圏事務組合負担金62万8,000円、こちらは前の議案の分でございますが、来月1日から運航が開始されます北部地域救急救助ヘリの運航事業分の負担金が主な増の内容となっております。このヘリの分は10月分からですので、半年分の計上になります。拠点施設は、伊江島空港に置くことになっておりまして、NPO法人MESHサポートが運営を受託することになっております。下から2段目、積立金、財政調整基金積立金1億5,636万9,000円、こちらは令和元年度の実質収支が3億1,200万円余りとなりましたので、その半分の額を基金に積むものでございます。

12、13ページをお願いします。民生費、1項1目の社会福祉総務費、13ページの真ん中あたりに繰出金、国民健康保険特別会計繰出金3,593万4,000円の減額でございます。こちらは国保特別会計の令和元年度の実質収支が5,628万6,000円となったため、一般会計から基準外で繰出しを予定しておりました全額を補正減とするものでございます。これによりまして、一般会計からの基準外繰出しはゼロとなります。14、15ページ、児童福祉総務費、15ページの真ん中あたり、負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金580万円、こちらは児童福祉施設の継続的なサービス提供のため、マスク等の衛生用品の支援等に係る費用を補助するものでございまして、1施設当たり50万円が上限でございまして、今回、法人保育園、学童施設など、13か所に補助を予定しております。こちらは県の10分の10補助となっております。

続きまして、18、19ページ、農林水産業費19ページの真ん中あたりに負担金補助及び交付金、伊豆味クメノサクラ等による地域興し補助金161万8,000円、こちらはふるさと納税に係る補助金でございます。本町のふるさと納税の受入れを選択する欄に伊豆味クメノサクラの項目があります。そちらを選択した寄附額のうち、経費を除いた分を伊豆味クメノサクラを管理しております、本部町花いっぱい運動協議会伊豆味支部へ補助するものでございます。その2段下、負担金補助及び交付金であります。新規就農一貫支援事業補助金551万9,000円、こちらは新規就農者1名に対し、強化型パイプハウス2棟、それと農機具等を補助するものでございまして、県の一括交付金を活用しまして、本町からは10分の10補助ということになります。このページの一番下、工事請負費、辺名農道支線排水整備工事費1,045万円、こちらは字北里にあります辺名農道支線からの雨水排水が民地へ出ておりまして、それが今後被害を与えるおそれがあるため、既存の側溝への切り回しをするため排水路を整備するものでございます。こちらは町単費となります。

続きまして、22ページ、23ページ、商工費でございます。真ん中あたりに負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス相談窓口強化補助金198万9,000円、こちらは町の商工会への補助金でございます。新型コロナウイルスの影響による事業者への経営相談や融資、補助金の申請など、商工会内にサポートをする体制を構築しております。その費用を補助するものでございます。こちらは商工会の加入者、そして加入していない方も活用ができます。こちらは町の単費となっております。

24、25ページをお願いします。25ページの一番下、土木費の工事請負費でございます。こちらは石川謝花線の組替えでございます。用地費、補償費を増額しまして、工事費を減額しているも

のでございまして、用地補償費を先に実施するものでございます。組み替えております。26ページ、27ページ、土木費のこれは公共下水道の分でございますが、操出金、公共下水道特別会計操出金393万3,000円の減額、令和元年度の公共下水道特別会計の実質収支が1,394万7,000円となりましたので、下水道会計で予算化する分を除きまして、393万3,000円を一般会計の操出金から減額するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページ、教育費でございます。31ページの一番下、負担金補助及び交付金の本部高校後援会補助金177万4,000円、こちらはふるさと納税に係る補助金でございます。先ほど伊豆味クメノサクラの補助金の説明をいたしました、システムは同じものでございまして、ふるさと納税で本部高校支援の欄がありまして、そこを選択した分の寄附がございまして、経費と一般会計の充当分を除いた額を本部高校の後援会に補助金として交付するものでございます。32ページ、33ページ、教育費の小学校費、こちらは33ページの消耗品費、通信運搬費、学校備品購入費ということでそれぞれ計上しておりますが、こちらにも新型コロナウイルス関連でございまして、新型コロナウイルスの感染対策を行う学校に消耗品、備品等の補助を行うものでございます。こちらは国の2分の1補助となります。次の35ページの中学校分も同じでございまして、新型コロナウイルスの感染拡大の対策を組む学校に補助するものでございます。町内の小中全学校がその対象となっております。

歳出最後になります。42、43ページ、災害復旧費、43ページの一番下、工事請負費、字具志堅にあります農道ツミ線の一部が大雨により崩落しておりますので、その復旧工事を計上しております。こちらは80%が県補助でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。2ページ、3ページをお願いいたします。使用料及び手数料、3ページの一番上段ですね。港湾施設使用料、物流拠点施設使用料242万7,000円の減額、こちらは冷凍冷蔵施設の指定管理者の決算に伴う減額でございまして、当初予算において前年度の実績390万2,000円を計上しておりました。今回、決算において指定管理者側の純利益が295万1,539円となりましたので、その2分の1の額、147万5,000円を使用料として収入ということになりますので、それに合わせまして減額の補正をしているところでございます。

その下、住宅費補助金、町営住宅整備費補助金2,077万2,000円の減額でございます。こちらは主に嘉津宇団地の交付決定に伴う減額でございます。

それ以外の歳入は主に国庫の補助金、そして県の補助金を記載しております。説明は以上です。

- 議長 石川博己 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。
- 12番 喜納政樹 7ページ、2款総務費の企画費の工事請負費、伊豆味檜名地区共同受信設備撤去工事費とありますが、これの説明を少しお願いします。
- 議長 石川博己 企画商工観光課長。
- 企画商工観光課長 屋富祖良美 喜納議員にご説明いたします。

伊豆味檜名地区が今回3世帯の共同アンテナを設置していたんですけど、今回、今帰仁の乙羽岳の上の中継所の改修がありまして、それが改修のおかげで通常のアンテナのほうで映るという

ことで、今回その分の電線の改修となっております。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午後 1 時 55 分）

再開します。

再 開（午後 1 時 55 分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは現在、本町にこういった難視聴地域というのは、あとどの程度存在するのかお伺いします。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

今までは12地区ございましたけれども、今回、伊豆味の樫名が抜けるので11地区になります。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午後 1 時 56 分）

再開します。

再 開（午後 1 時 56 分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 現在、この時代において、お金を払って自分たちでアンテナを管理しないといけないという地域がまだあるというのは、現実問題であります。これは場所にもよりますし、その場所を選んで住んだ人もいると思いますし、しかし元々そこに住んでいた人がずっとその負担費を払いながらアンテナを約20年に一度ぐらい改修しながら過ごしてきていると。その負担もかなりの高額になると聞いています。なので、組合などをつくって、積立てをして、その何十年かに一度の改修工事に備えていると聞いておりますが、これは実際受けられるべきサービスを受できていないというのは、町としても何らかの支援や対策というのが必要だと思います。なので、すぐに補助金をつけるとか、そんなことは言いませんが、実際、今11地区235名の方々が組合をつくっていろいろなその基金を積んでいるという中で、その何十年かに一度の改修工事のときにでも、例えばこれは放送局側と、その組合をつくっている側で折半をしてやっていると思いますが、その組合側の2分の1や3分の2、何でもいいですので、そこら辺をしっかりと町としても補助できるような考えがあってもいいのではないのかなと思います。町長が目指している心豊かなまちづくりなど、あと今の、いけば、新たな我が国の首相もおっしゃっておいりましたよね、自助、公助、共助と。自助と共助は何十年もこの人たちはやってきていますよ。ある意味町としてもそういった何らかの支援というのは私は検討するべきではないかと考えますが、町長いかがですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 今、議員がおっしゃるように、ケースを見ながら何がしかの支援策、その辺の部分についてはふるさと納税関連の予算などもありますので、何らかの方策について個別案件が出たときに検討していきたいなど、このように考えるところでございます。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第60号 令和2年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午後2時00分)

再 開 (午後2時10分)

再開します。

日程第8. 議案第61号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** さきに提案いたしました議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号の表紙をおめくりください。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,032万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,372万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。3枚おめくりください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出予算事項別明細書の総括で補正の内容についてご説明いたします。上の表、歳入をご覧ください。歳入の主な内容につきましては2点あります。1点目は、コロナウイルスによる減免によるものでございます。もう1点は、令和元年度決算に基づくものとなっております。まず、コロナウイルスによる減免によるものでございますが、歳入、第1款国民健康保険税を557万7,000円減額補正しております。減額した分につきましては、5款国庫支出金に297万7,000円、6款県支出金に257万3,000円を増額補正しております。これは保険税を減免した分を国と県が負担することによるものでございます。次に令和元年度決算に基づくものでございますが、令和元年度決算において、決算余剰金の繰越金が出ております。11款繰越金に5,628万6,000円を補正しております。10款繰入金3,593万4,000円の減額補正につきましては、一般会計からの基準外繰入れとしまして、当初予算で計上している金額を今回減額補正しております。

下の表、歳出をご覧ください。歳出につきましては、令和元年度の普通交付金、また特定健診

保険事業、そういったものの実績等に基づく償還金の予算を計上するため、9款諸支出金に842万8,000円の予算を計上しております。残った1,185万8,000円につきましては、予備費に計上しております。以上でございます。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第61号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第62号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** さきに提案しました議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号の表紙をおめぐりください。令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。3枚おめぐりください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出予算事項別明細書の総括で補正の内容についてご説明します。上の表、歳入をご覧ください。今回の補正につきましては歳入のみの補正となっております。令和元年度決算に基づくものとなっております。令和元年度において決算余剰金の繰越金が出ており、7款繰越金に6万5,000円を補正し、6款、これは一般会計から事務費分の繰入金でございますが、6万5,000円の減額補正をしております。以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

議案第62号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第62号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第63号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 さきに提案した議案第63号についてご説明いたします。

2枚目をお開きください。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,001万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,713万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書で説明いたします。3ページをお開きください。歳入です。一番下の行、繰越金1,394万6,000円は、令和元年度決算の剰余金となっております。

次、5ページをお願いします。歳出です。公課費の消費税356万3,000円の増は、令和元年度の消費税確定申告に伴う増であります。続きまして7ページをお願いします。3行目、修繕費は浄化センター内の亀裂の修繕に79万2,000円及び監視システムの老朽化による修繕で44万円並びにポンプ場の換気の整備費等に144万円となっております。4行目、電気、機械、部品購入費は渡久地ポンプ場の自家発電の制御盤の購入費であります。6行目、汚水柵第二次製品の購入費は、健堅本部落線改築工事に伴うマンホール等の購入費であります。

戻りまして、2ページのほうをお願いします。歳入のほうですが、繰入金393万3,000円の減は、決算剰余金1,394万6,000円から、今回、歳出補正額1,001万3,000円を差し引いた額となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

議案第63号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第63号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、

原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第64号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** さきに提案した議案第64号についてご説明いたします。

1枚開いて、次のページをお願いします。令和2年度本部町水道事業会計補正予算。(総則)第1条、令和2年度本部町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条、令和2年度本部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、(科目)第1款水道事業費用、(既決予算額)4億9,027万4,000円、(補正予算額)406万7,000円を増額し、(計)4億9,434万1,000円。第1項営業費用、(既決予算額)4億4,019万7,000円、(補正予算額)406万7,000円を増額し、(計)4億4,426万4,000円。(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第3条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1職員給与費、4,686万7,000円。

次の1ページをお願いいたします。令和2年度補正予算実施計画の内訳となっております。その次のほうですね、補正予算実施計画明細書の2ページ、3ページをお開きください。水道の補正ですが、全て人事異動に伴う職員給与の増減分の補正となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

議案第64号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第64号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 報告第2号、議案第65号 令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第69号 令和元年度本部町水道事業会計決算認定についての5件につきましては、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 喜納政樹。

○ **決算審査特別委員会委員長 喜納政樹** 報告第2号、令和2年9月16日、本部町議会議長石川博己殿。決算審査特別委員会委員長 喜納政樹。委員会審査報告書。議案第65号、令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第66号、令和元年度本部町国民健康保険特別

会計歳入歳出決算認定について。議案第67号、令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。議案第68号、令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第69号、令和元年度本部町水道事業会計決算認定について。本委員会は、令和2年9月10日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

決算審査特別委員会報告。付託事件、議案第65号、令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第66号、令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第67号、令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。議案第68号、令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第69号、令和元年度本部町水道事業会計決算認定について。審査結果、議案第65号、認定すべきものと決定する。議案第66号、認定すべきものと決定する。議案第67号、認定すべきものと決定する。議案第68号、認定すべきものと決定する。議案第69号、認定すべきものと決定する。

○ 議長 石川博己 委員長より報告がありました件につきましては、議長を除く全員による決算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

これで報告第2号、決算審査特別委員会委員長による委員長報告は終わりました。

日程第13. 議案第65号 令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第65号 令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第65号 令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第14. 議案第66号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第66号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第66号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第15. 議案第67号 令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第67号 令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第67号 令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第16. 議案第68号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第68号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第68号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第17. 議案第69号 令和元年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

議案第69号 令和元年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第69号 令和元年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第18. 陳情第4号 地元産品奨励及び地元企業優先使用についてを議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって陳情第4号 地元産品奨励及び地元企業優先使用については、採択されました。

日程第19. 陳情第5号 県産品の優先使用についてを議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって陳情第5号 県産品の優先使用については、採択されました。

日程第20. 意見書第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 意見書第3号、令和2年9月16日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹、座間味栄純。新型コロ

ナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。  
上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページ。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月16日、沖縄県本部町議会。宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

意見書第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。意見書第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 意見書第4号 尖閣諸島周辺での中国公船による連続航行、及び領海侵犯、漁船追尾に対する意見書を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。2番 崎浜秀昭議員。

○ **2番 崎浜秀昭** 意見書第4号、令和2年9月16日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀昭。賛成者、本部町議会議員 真部卓也、松川秀清。尖閣諸島周辺での中国公船による連続航行、及び領海侵犯、漁船追尾に対する意見書。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

尖閣諸島周辺での中国公船による連続航行、及び領海侵犯、漁船追尾に対する意見書。尖閣諸島は歴史的にも国際法上も認められた我が国の固有の領土であることは紛れもない事実である。今年に入り、尖閣諸島周辺接続水域を中国海警局の公船による航行は8月2日まで111日連続航行となっており、平成24年に尖閣諸島が国有化されて以来、最長の連続航行となり、現在も航行を繰り返している。そのような状況の中、今年5月8日、中国海警局の船4隻が領海侵入し、そのうち2隻が魚釣島周辺で操業していた与那国町民の漁船に接近し追尾するという事件が起きた。警備にあっていた海上保安庁の巡視船が漁船の安全を確保し、領海侵入に対する警告を行い現場は一時緊張が高まった。日本政府は直ちに主権の侵害であると中国政府に抗議したが、中国外務省は「漁船は中国の領海で違法操業した」とし、尖閣諸島領海で日本漁船が違法操業したと法の執行権を初めて主張、また「日本側に新たな争いごとを作り出さないよう求める」と自らを正当化し、逆に日本政府を批判した。このことは、漁民の生命に関わることであり、尖閣諸島周辺で操業を行う我が国の漁業者に対し、これまでにない不安を与えているとともに、今後さらに日本漁船に接近し追尾することが繰り返される可能性もある。よって、本部町議会は政府と沖縄県に対し、平和的な外交によって中国との関係改善を図り、尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、さらなる警戒監視体制の強化と漁船保護の体制を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和2年9月16日、沖縄県本部町議会。宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方担当大臣、沖縄県知事。以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

意見書第4号 尖閣諸島周辺での中国公船による連続航行、及び領海侵犯、漁船追尾に対する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。意見書第4号 尖閣諸島周辺での中国公船による連続航行、及び領海侵犯、漁船追尾に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 決議第5号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第5号 議員派遣の件は、別紙のとおり可決されました。議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第9回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は、閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和2年第9回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後2時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 小橋川 健

本部町議会議員 伊良波 勤